# 令和2年度

第13回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年3月11日 湯沢市農業委員会

# 第13回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年3月11日(木)午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時08分

閉会 午後3時16分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

2番	伊藤	秀郎	11番	水戸 義昭
3番	瀨川	等	12番	姉崎 与志弘
4番	麻生	良子	13番	佐々木 昇
5番	佐藤	昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原	正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤	弥	17番	川﨑秀悦
9番	西村	<b>→</b>	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤	エリ子	19番	高橋 伸太郎 (会長)

# 2) 欠席した委員

1番 髙橋 忠雄

8番 髙橋 郁夫

14番 藤谷 清志

## 3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席 (午後2時08分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 阿部 武彦

主 幹 高橋 一寿

- 5) 会議の提出案件
  - 1 会務報告
  - 2 報 告
    - ・農地法に基づく届出等の報告
      - (1) 賃貸借契約合意解約
      - (2) 使用貸借契約合意解約
      - (3) 申請取下げ申請
      - (4) 農地改良届
      - (5) 公共事業等に伴う転用の届出
  - 3 議 案

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地 利用集積計画の決定について

議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地 利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による 農用地利用配分計画の案の決定について

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営 を行っている等の証明願について

議案第66号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付 を行っている等の証明願について

#### 議事

## 議長

開会宣言 午後2時8分 委員総数19名中ただいまの出席委員は16名 であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会 いたします。

欠席届を提出されている委員の方は、1番 髙橋 忠雄 委員、8番 髙橋 郁夫 委員及び14番 藤谷 清志 委員です。

次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。

## (異議なしの声あり)

#### 議長

それでは、17番 川﨑 秀悦 委員、2番 伊藤 秀郎 委員、の両 名を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。

#### (異議なしの声あり)

#### 議長

それでは、本日一日限りと決定いたします。

本日の議題は、会務報告のほか報告5件、議案7件であります。

議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。

なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。 それでは、会務報告の説明をお願い致します。

## (高橋事務局長、挙手)

議長

高橋事務局長。

## (会務報告、朗読説明)

会務報告の内容についてご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出 等の報告をお願いします。

(阿部班長、挙手)

議長

阿部班長。

阿部班長

(届出等報告、朗読説明)

今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。

議案書2ページから3ページをご覧ください。1賃貸借契約合意解約通知は12件、面積128,730㎡であります。解約理由は、整理番号第77号、78号、79号、80号、81号、82号、86号は借人の都合による、整理番号第83号は第三者へ所有権移転するため、整理番号第84号は第三者へ利用権設定するため、整理番号第85号、87号、88号は契約内容を変更するためとなっております。

議案書4ページをご覧ください。次に2使用貸借契約合意解約通知は 2件、面積55,848㎡であります。解約事由は、第三者に利用権設定する ためとなっております。

次に3申請取下げ(許可の取消し)申請は1件、申請区分は農地法第 3条(所有権移転)許可の取下げ、面積146㎡であります。取下げ理由は 譲渡人及び譲受人の都合によるであります。

次に4農地改良届であります。土地の所在は高松字久根合457-1、地目は田、面積は1,131㎡、届け出の理由は畑地として利用するためで、改良方法は0.5m盛土するものです。

次に5公共事業等に伴う転用の届出であります。土地の所在は元清水 一丁目143地内、地目は田、面積は990㎡のうち2.25㎡で、届出の事由は 携帯電話サービスエリア拡大を図るための携帯電話基地局新設工事のた めであります。説明は以上です。

只今の報告内容について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と します。案件を事務局より説明していただきます。

(阿部班長、挙手)

議長

阿部班長。

阿部班長

(議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明) 議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第 3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定 を要す。令和3年3月11日提出。

議案書6ページから7ページをご覧ください。賃貸借権設定は5件、面積20,710㎡であります。申請事由は、申請番号第13号、14号、15号、16号、17号とも相手方の要望によるであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。

次に議案書8ページをご覧ください。所有権移転は3件、面積4,818㎡であります。申請事由は、申請番号第56号、58号は農業廃止のため、申請番号第57号は贈与のためであります。すべての案件とも贈与となっております。

次に議案書9ページから10ページをご覧ください。賃貸借権移転は5件、面積20,324㎡であります。申請事由は、申請番号第2号、3号、4号、5号、6号とも賃借権譲渡人が農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

17番

9ページの賃借権譲渡人の申請事由が農業廃止となっているが、稲作を

止めるということか、農業全般をやめるということか。

高橋主幹

賃借権譲渡人の法人が、法人を廃止するものです。

議長

暫時休憩します。 (午後2時18分)

議長

(午後2時22分)

議長

他にご質問ありませんか。

再開します。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第61号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢 市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務 局より説明をお願い致します。

(阿部班長、举手)

議長

阿部班長。

(議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用 地利用集積計画の決定について」、朗読説明)

阿部班長

議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用 地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について 決定を要す。令和3年3月11日提出。説明は以上です。

ここで、議案書12ページの利用権設定整理番号第435号は16番 佐藤 栄子 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律 第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第435号を審議しますので、16番 佐藤 栄子 委員の退席をお願い致します。

(16番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後2時24分)

議長

事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、举手)

議長

阿部班長。

(議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第435号について、朗読説明)

阿部班長

議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第435号は、賃貸借権の再設定で、面積は3,694㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員挙手。利用権設定整理番号第435号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。

(16番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後2時25分)

議長

次に、議案第62号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より 説明をお願い致します。

(阿部班長、挙手)

議長

阿部班長。

阿部班長

(議案第62号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)

議案書12ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が22件、面積は136,358㎡であります。新規の設定が15件、再設定が7件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は2件、面積は93,093㎡であります。すべて新規の設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第62号議事参与制限以外の利用権設定について、計画 のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議し ます。事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、举手)

議長

阿部班長。

阿部班長

(議案第62号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明) 議案書20ページをご覧ください。所有権移転は3件、面積は6,292㎡で あります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、 総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上 です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第62号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。

(阿部班長、举手)

議長

阿部班長

阿部班長

(議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用 地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)

議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年3月11日提出。説明は以上です。

ここで、議案書22ページから28ページの農地中間管理事業のうち集積計画整理番号(転貸人へ)第354号、355号及び集積計画整理番号(転借人へ)第374号は6番 宮原 正明 委員、集積計画整理番号(転貸人へ)第356号及び集積計画整理番号(転借人へ)第375号は16番 佐藤 栄子委員、集積計画整理番号(転貸人へ)第357号、358号、359号、360号、361号、362号、363号、364号、365号、366号、367号及び集積計画整理番号(転借人へ)第376号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、集積計画整理番号(転貸人へ)第354号、355号及び集積計画整理番号(転借人へ)第374号を審議しますので、6番 宮原 正明委員の退席をお願い致します。

(6番 宮原 正明 委員、退席) (午後2時31分)

議長

事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、挙手)

議長

阿部班長。

(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)集積計画整理番号(転貸人へ)第354号、355号及び集積計画整理番号(転借人へ)第374号について、朗読説明)

阿部班長

議案書22ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第354号、355号は面積25,047㎡で、貸付理由は経営縮小のためであります。集積計画整理番号(転借人へ)第374号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。 賛 成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第354号、355号及び集積計 画整理番号(転借人へ)第374号の利用集積計画を計画のとおり決定する ことと致します。退席者の着席をお願い致します。

(6番 宮原 正明 委員、着席) (午後2時32分)

議長

次に集積計画整理番号(転貸人へ)第356号及び集積計画整理番号(転借人へ)第375号を審議しますので、16番 佐藤 栄子 委員の退席をお願い致します。

(16番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後2時33分)

議長

事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、举手)

議長

阿部班長。

(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)集積計画整理番号(転貸人へ)第356号及び集積計画整理番号(転借人へ)第375号について、朗読説明)

阿部班長

議案書23ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第356 号は面積23,796㎡で、貸付理由は経営縮小のためであります。集積計画 整理番号(転借人へ)第375号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質 問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第356号及び集積計画整理番号(転借人へ)第375号の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。

(16番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後2時34分)

議長

次に集積計画整理番号(転貸人へ)第357号、358号、359号、360号、361号、362号、363号、364号、365号、366号、367号及び集積計画整理番号(転借人へ)第376号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。

(18番 髙橋 敬悦 委員、退席) (午後2時34分)

議 長 事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、举手)

議長

阿部班長。

(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)集積計画整理番号(転貸人へ)第357号、358号、359号、360号、361号、362号、363号、364号、365号、366号、367号及び集積計画整理番号(転借人へ)第376号について、朗読説明)

阿部班長

議案書23ページから25ページをご覧ください。集積計画整理番号(転貸人へ)第357号、358号、359号、360号、361号、362号、363号、364号、365号、366号、367号は面積103,959㎡で、貸付理由は、集積計画整理番号(転貸人へ)第362号は農業廃止のため、第367号は分散錯圃の解消のため、それ以外の案件は経営縮小のためであります。集積計画整理番号(転借人へ)第376号は経営拡張及び分散錯圃の解消のための借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質 問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第357号、358号、359号、360号、361号、362号、363号、364号、365号、366号、367号及び集積計画整理番号(転借人へ)第376号の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。

(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後2時37分)

次に、議案第63号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、挙手)

議長

阿部班長。

阿部班長

(議案第63号議事参与制限以外の利用集積計画について、朗読説明)

議案書26ページから28ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、集積計画整理番号(転貸人へ)は9件、面積74,050㎡であります。貸付理由は経営縮小が8件、農業廃止が1件となっております。集積計画整理番号(転借人へ)は6件、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質 問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。

議長

暫時休憩します。 (午後2時39分)

議長

再開します。

(午後2時47分)

議長

次に、議案第64号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規

定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案 件を事務局より説明をお願いします。

阿部班長

(議案第64号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)

議案第64号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和3年3月11日提出。

議案書30ページから31ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)の配分計画案は2件、面積は20,957㎡です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和3年3月30日となっております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について何かご質 問ございませんか。

17番

移転を受ける者である株式会社は法人として農業を始めるのか。

高橋主幹

この株式会社は農業部門を立ち上げ、酒米の生産を始めるものです。 昨年11月に認定農業者の認定を受けております。

議長

暫時休憩します。 (午後2時53分)

議長

再開します。 (午後3時00分)

議長

他にご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

それでは、配分計画案の採決をお願い致します。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。農地中間管理事業(移転)の配分計画案を承認することと 致します。次に議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請につい て」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。

(高橋主幹、挙手)

議長

高橋主幹。

高橋主幹

(議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明) 議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法 第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規 定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条 第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定によ り、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年3 月11日提出。

議案書33ページ、議案付属資料は9ページから19ページをご覧ください。申請地は、山田字象石1、1-2、2、3-1、4-1、5-2、6、山田字四ツ谷19-1、地目は田、面積は5,239㎡であります。

申請内容は、申請地を借り受けて陸砂利を採取するための一時転用であります。なお、添付書類の平面図や採取計画認可申請書は実面積9,364 ㎡とありますが、転用許可申請は公簿面積の5,239㎡で取り扱うことといたします。また、申請地は農地中間管理事業を利用していますが、秋田 県農業公社及び耕作者から一時転用の同意を得ております。

申請地は三関駅から北西へ約1.2km、市立湯沢南中学校から南西へ約3.0kmの田ノ沢集落の南側に位置し、東側は畑、西側は道路、南側は水路、北側は道路に接しております。農地区分は農用地区域内農地であります。 事業計画は、申請地において深さ6mを掘削し、陸砂利48,632㎡を採取するものです。事業費は、用地借上経費●円、造成・整地費●円、施設・ 建物建設経費●円、測量・登記経費●円、その他搬入経費●円、合計●円で、全額自己資金となっており、残高証明書により確認しております。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水をすることとしております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。すでに許可している指令湯農委-502604については、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでおります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、13番 佐々木 昇 委員から報告願います。

(13番 佐々木 昇 委員、挙手)

議長

13番 佐々木 昇 委員。

> 2月26日、14番 藤谷 清志 委員と私の2名、事務局2名とで現地 確認をしてまいりました。

> 現地確認時、申請された案件の計画地は雪で農地を確認することはできませんでしたが、降雪前の11月26日の現地確認において、委員2名と事務局2名で現地周辺の状況を確認しており、申請書類と照らし合わせた結果、事前着工はないものと判断し、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長

議案第65号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

3番 砂利採取の対価は土地所有者に支払われるのか。

高橋主幹

土地所有者に支払われます。

議長

他にご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第65号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。異議ないものと認め、議案第65号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。次に、議案第66号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議 長

阿部班長。

(議案第66号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業 経営を行っている等の証明願について」を朗読説明)

阿部班長

議案第66号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和3年3月11日提出。

議案書35ページをご覧ください。後継者へ生前一括贈与したことにより贈与税・不動産取得税を猶予するための3年に一回の証明であります。 12件すべて3年間農業経営を継続しているものであり、納税猶予の特例 を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降 の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択し た方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第66号を原案のとおり決定することと致します。

次に、議案第67号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。

(阿部班長、挙手)

議長

阿部班長。

(議案第67号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」朗読説明)

阿部班長

議案第67号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和3年3月11日提出。

議案書37ページをご覧ください。件数は1件であります。この証明は、 生前一括贈与を受けた土地の一部又は全てを特定貸付したことにより、 贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を受けるための証明であります。 この1件は、特定貸付を継続しているものであり、納税猶予の特例を受 けるためのすべての要件を満たしております。説明は以上です。

議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。		
4番	この案件はどのような特定貸付を行っているのか。		
高橋主幹	農地中間管理事業による貸付であります。		
議長	他にご質問ありませんか。		
	(質問なしの声あり)		
議長	それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。		
	(全員挙手)		
議長	全員挙手。議案第67号を原案のとおり決定することと致します。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後3時16分終了)		

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない ことを認め署名押印する。

令和3年3月11日

議長高橋伸太京屬

署名委員 17番 川 時 秀 悦语

署名委員 2番 / 予藤 参良麗